

(仮) 第4次とよた男女共同参画プラン基礎調査業務委託 仕様書

1 委託業務名

(仮) 第4次とよた男女共同参画プラン基礎調査業務委託

2 委託場所

豊田市小坂本町地内

3 委託期間

契約締結日の翌日から平成31年3月28日まで

4 委託目的

(仮) 第4次とよた男女共同参画プラン(以下、新プランという。)の策定作業に向け、本市の現状とこれからのまちづくりのニーズを把握するため、「豊田市男女共同参画に関する意識調査」、「日常生活における男女の意識と実態(DV)に関する調査」及び「国県等の動向を踏まえた現状の調査分析」を実施し、新プラン策定の基礎資料とする。

5 業務内容

I 豊田市男女共同参画に関する意識調査

(1) 調査票の設問作成への助言

平成30年11月(回収12月予定)に市民4,000人、企業300社を対象に実施する意識調査に関し、市が作成する設問案に対して、専門的見地からの助言を行うとともに、男女共同参画に関する市民ニーズ把握のための効果的な設問及び将来的に重要になると想定する設問を必要に応じて提案する。

※調査票の印刷、対象者の抽出、発送、回収は、市が実施する。

(2) 調査票の集計及び分析

上記意識調査を集計し分析する。集計及び分析の項目や方法は、委託者と協議・調整の上、決定すること。

(3) 集計及び分析に関する報告書の作成

上記集計及び分析結果について、報告項目及び記載方法を委託者と協議・調整の上、「平成30年度豊田市男女共同参画社会に関する意識調査報告書」として作成する。報告書は、以下のとおり冊子としてまとめること。

①本編……A4サイズ 1色 150ページ程度 20部

②概要版…A4サイズ カラー 8ページ 2,000部

※本編、概要版の冊子のほか、電子データ(Word及びPDF)CD-ROMも納品すること。

II 日常生活における男女の意識と実態(DV)に関する意識調査

(1) 調査票の集計及び分析

平成30年11月(回収12月予定)に市民3,000人を対象に実施する意識調査の集計及び分析を行う。集計及び分析の項目や方法は、委託者と協議・調整の上、決定すること。

※調査票の作成、印刷、対象者の抽出、発送、回収は、市が実施する。

(2) 集計及び分析に関する報告書の作成

上記集計及び分析結果について、報告項目及び記載方法等を委託者と協議・調整の上、「平成30年度日常生活における男女の意識と実態に関する調査報告書」として作成する。報告書は、以下のとおり冊子としてまとめること。

①本編……A4サイズ 1色 110ページ程度 20部

②概要版…A4サイズ カラー 8ページ 2,000部

※本編、概要版の冊子のほか、電子データ（Word 及び PDF）CD-ROMも納品すること。

Ⅲ 国県等の動向を踏まえた現状の調査分析と提案

(1) 現状の調査分析

I 及び II の結果を踏まえ、以下の項目について調査及び分析を行う。調査分析方法については、委託者と協議・調整の上、決定すること。

①世界情勢を含めた国県の男女共同参画を取り巻く近年の動向

②豊田市の男女共同参画の状況（人口・世帯、就業等に関する委託者からの提供資料を踏まえること）

③①及び②の調査分析結果並びに意識調査結果からみられる豊田市の特徴及び課題の抽出

(2) 現状の調査分析に基づく新プラン策定に関する提案

上記(1)の結果を踏まえ、新プランにおいて必要と想定される取組や今後のポイント等について提案する。提案項目や記載方法等については、委託者と協議・調整の上、決定すること。

(3) 現状の調査分析と提案に関する報告書の作成

上記の調査分析及び提案について、報告項目及び記載方法等を委託者と協議・調整の上、「平成30年度豊田市男女共同参画社会に関する現状の調査分析と提案に関する報告書」として作成する。報告書は、以下のとおり冊子としてまとめること。

①本編……A4サイズ 1色 30ページ程度 10部

※本編の冊子のほか、電子データ（Word 及び PDF）CD-ROMも納品すること。

Ⅳ I からⅢに関する共通事項

(1) I からⅢに関する業務の際は、国、愛知県及び他市等の男女共同参画関連施策並びに関連調査等を参照すること。

(2) 本業務に関する事務補助として、男女共同参画推進懇話会への出席（2回以内）及び会議資料を作成すること。

6 納期限及び納品場所

平成31年3月28日（木） とよた男女共同参画センター

7 その他

(1) 本業務の推進においては、原則、プロポーザルで説明した体制を維持すること。

(2) 進捗状況及び作業に関する協議・報告は、原則、とよた男女共同参画センターで月

1回以上実施し、議事録は、協議の都度作成し、委託者へ提出すること。

- (3) 著作権のあるものを転載する場合は、権利者に許可を得た上で利用すること。
- (4) 成果物の権利はすべて豊田市に帰属し、豊田市の承諾なく他に公表又は貸与、使用できない。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、必要事項が生じた場合は、協議し決定する。